

明石市自治基本条例市民検証会議

行政手続制度について

2025年3月24日

総務局総務管理室総務課

自治基本条例における行政手続に係る規定

自治基本条例 第32条

市長等は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続を適正に行わなければならない。

行政手続制度とは何か

市は、法令や条例に基づき、許可、承認、決定、命令などを行うことがあります。これらは、市民への決定・通知などにより法律効果が生じるもので、市民の権利・義務に関わります（**行政処分**）。

行政手続制度は、市が行政処分を行う前の**事前手続**や、行政処分に不服がある人の**事後救済**について定めることで、市政運営の**公正性・透明性**を向上し、権力の行き過ぎから市民の権利・利益を保護するための制度です。



行政処分とは何か

(1) 申請に対する処分

市が、申請に応じて許可や決定を行うことをいいます。

- (例) 公文書の公開決定
- 飲食店の営業許可
- 公共施設の使用許可
- 生活保護の開始の決定



(2) 不利益処分

市が、特定の人に対して義務を課したり、権利を制限したりすることをいいます。

- (例) 飲食店の営業許可の取消し
- 公共施設の使用許可の取消し
- 不正受給した生活保護費の返還命令



両方とも、法令や条例に基づいて行わなければなりません。

本市の行政手続制度の概要

申請に対する処分

基準の設定
+公表

申請

審査

意思決定
(決裁)

行政
処分

不服

不利益処分

基準の設定
+公表

意見陳述手続

意思決定
(決裁)

行政
処分

不服

事前手続

事後救済

根拠：行政手続法
明石市行政手続条例

根拠：行政不服審査法
明石市行政不服審査法
施行条例

（１）事前手続に関する制度

平成 6 年 1 0 月 行政手続法の施行

対象：法律に基づく行政処分

例：飲食店の営業許可（食品衛生法）、生活保護の開始決定（生活保護法）

（地方公共団体の措置）

第46条 地方公共団体は、（中略）この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



平成 9 年 1 0 月 明石市行政手続条例の施行

対象：条例に基づく行政処分

例：公文書の公開決定（明石市情報公開条例）、市民会館ホールの使用許可（明石市立市民会館条例）

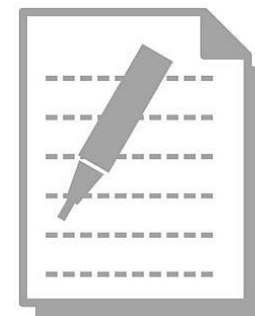
(1) 事前手続に関する制度

行政手続法・明石市行政手続条例の内容（一部）

手 続	内 容
基準の設定・公表	市は、行政処分をする・しないを決定するときに用いる基準を、あらかじめ設定し公表します。
意見陳述手続	市は、不利益処分を行うときは、あらかじめ相手方の言い分を聴かなければなりません。
理由の提示	市は、申請を拒否する処分をするときや不利益処分を行うときは、相手方にその理由を示さなければなりません。

理由の提示は、根拠条文を示すだけでは不十分で、こういった事実があり、基準に当てはめるとこの結論に至るといふ、詳細な理由の記載が必要です。

処分を受けた相手方は、処分の理由をしっかりと理解することができます。



（１）事前手続に関する制度

【行政処分に用いる基準の例】

●明石市保育所等の利用調整に関する要綱

→保育所に入所する子どもを決めるときの基準

（一部抜粋）

親の就労時間（１月当たり）	基礎点
１６０時間～	１２
１４４～１６０時間	１１
１２８～１４４時間	１０



このように、保護者の就労状況や家庭状況に応じた点数をつけていき、点数が高い子どもから順に保育所に入所していきます。

(1) 事前手続に関する制度

【理由の提示の例】

保育園に入所できない場合の理由の提示

希望者数が受入れ可能数を超えており、選考指数が利用内定者の最低選考指数を下回ったため。

第一希望施設名 ○○保育園

あなたの選考指数 18

利用内定者の最低選考指数 25

どうして申請が拒否されたのか、
・客観的に説明することによって、
・相手の方が納得（又は反論）しやすい
というメリットが生まれます。



事後救済：処分又は不作為に不服がある場合の手続
 処分庁に対して「**審査請求**」を行うことができる。
 （行政不服審査法及び明石市行政不服審査法施行条例）

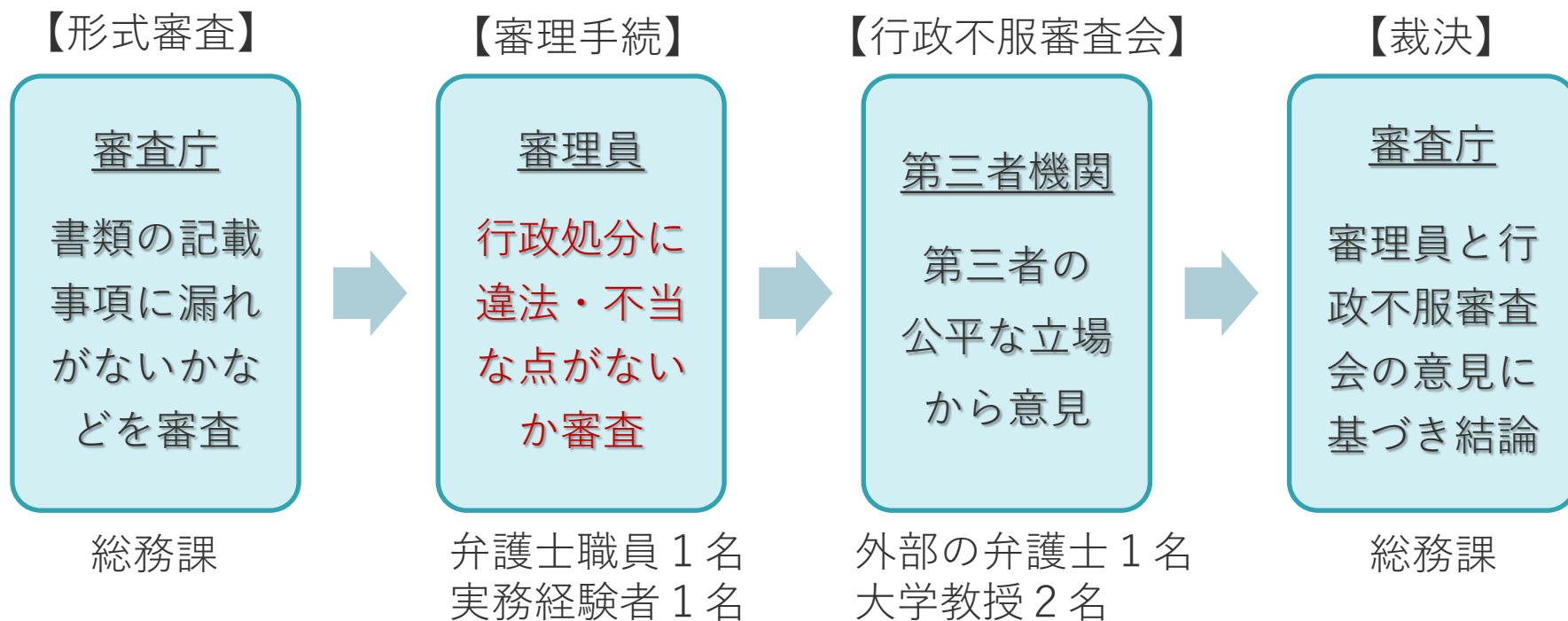
処分の決定通知書には、審査請求の方法等の説明が必ず記載されている

この部分
を拡大

この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、明石市長に対して審査請求をすることができます。

(2) 事後救済に関する制度

審査請求手続きの流れ

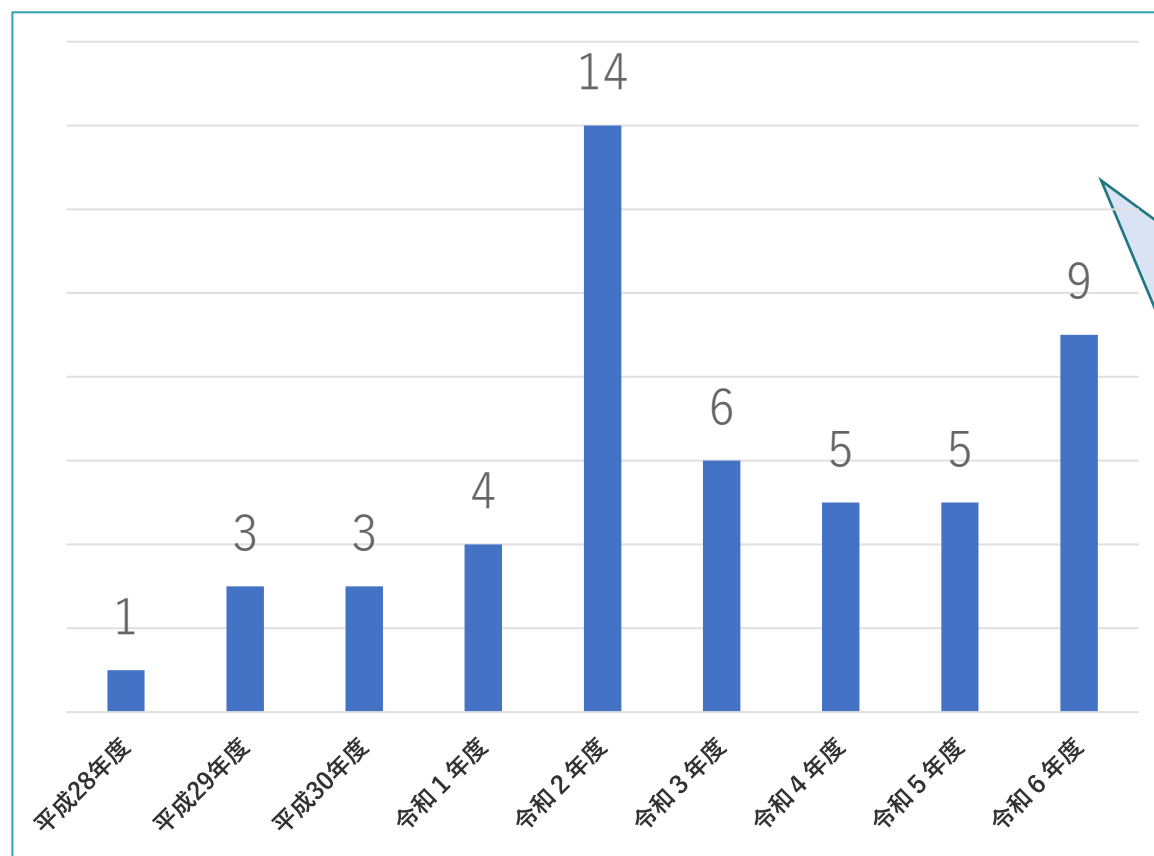


☆ポイント☆

- ① 審理員は審査請求人と市の処分担当課との間に入って公正に審理する
- ② 第三者の行政不服審査会に意見を諮ることによりさらに公正性が担保される

(2) 事後救済に関する制度

審査請求の年度ごとの件数推移



傾向

審査請求のうち、公文書公開請求・個人情報開示請求の処分結果に不服があり、審査請求がされるケースが多い（→次頁へ）

※件数は、審査請求が行われた日の年度で集計しています

(2) 事後救済に関する制度

公文書公開請求から審査請求に至った件数等

→H28年度以降は諮問先が行政不服審査会（以下「審査会」）へ

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
請求総数	153	172	112	110	194	218	194	246	190	224	202	204
全部公開	47	39	39	43	41	48	37	76	64	52	53	61
一部公開	85	107	64	60	130	140	137	143	101	136	114	122
うち審査請求	0	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0	5
非公開	21	26	9	7	23	30	20	27	25	36	35	21
うち審査請求	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	2	1
審査請求合計	0	0	0	0	0	0	0	2	8	1	2	6
うち全部認容	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち一部認容	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	
うち棄却	0	0	0	0	0	0	0	1	5	1	1	
うち却下	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	
うち取下げ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
うち審査会諮問	0	0	0	0	0	0	0	1	6	1	1	

※件数は、公文書公開請求が行われた日の年度で集計しています

(2) 事後救済に関する制度

個人情報開示請求から審査請求に至った件数等

→H28年度以降は諮問先が行政不服審査会へ

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
請求総数	51	40	46	76	86	84	66	91	115	72	67	87
全部開示	26	18	16	16	12	16	14	26	31	20	24	26
一部開示	16	11	22	48	63	58	41	55	56	44	37	53
うち審査請求	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0
非開示	9	11	8	12	11	10	11	10	28	8	6	8
うち審査請求	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0
審査請求合計	1	0	0	0	0	0	0	0	4	2	0	0
うち全部認容	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	
うち一部認容	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち棄却	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	
うち却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち取下げ等	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
うち審査会諮問	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	

【検証1】 制度が社会情勢に適合しているか

行政手続条例の全国的な制定率

・ ほぼ100%に達している。

自己検証	庁内横断的検証
○	○

審査請求の社会的情勢

令和2年度の総務省の調査によると、**処分に違法・不当があると判断されるケースには 手続の誤り を理由とするものが多い**

- ・ **理由提示の不備によるもの…10.7%**
- ・ **理由提示以外の手続の誤りを理由とするもの…14.0%**

(一般財団法人行政管理研究センター「令和2年度「行政不服審査制度の見直しに

向けた論点整理に関する調査研究」資料編」10頁を参照)

○令和4年度に**庁内通信で行政手続法を年間を通じて特集し、(資料参照)全職員へ周知した**

⇒ **手続の誤りが多いという全国的な問題への対策を講じている**

【検証2】本市にふさわしい制度か

自己検証	庁内横断的検証
○	○

本市は「SDGs未来安心都市・明石」の実現を目指している。

SDGsの目標の一つにも、「すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で責任のある包摂的な制度を構築する」ことが掲げられている。

行政手続の公正・透明性の確保は、SDGsを実現するうえで不可欠な要素である。

検証3

【検証3】 制度が条例の基本原則に適合しているか

①参画と協働に基づくこと

自己検証	庁内横断的検証
—	—

④施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと

自己検証	庁内横断的検証
—	—

【検証3】①④については、本制度に馴染まないため「—」とした。

検証3

【検証3】 制度が条例の基本原則に適合しているか

②公正で透明であること

本制度自体が、公正の確保と透明性の

向上を目的としたものであり、制度に基づき適正な運用を行っている。

自己検証	庁内横断的検証
○	○

○事前手続における公正・透明性

・十分な処分理由の提示

市民への説明責任を果たすという観点
分かりやすい記載となるよう、従来の
記載を見直す

⇒ 行政手続法が求める**公正で透明な処分を着実に行う**

(例)保育所入所の認定通知
従来)自分の点数が分からない
↓
現在)自分が何点か記載がある

○審査請求における公正・透明性

- ・ 審理員の審理手続…明石市は審理員2名のうち1名に弁護士職員を指名
- ・ 行政不服審査会…外部の弁護士と大学教授2名によるチェック

⇒ **制度自体の公正性プラス、より公正を目指した運用を行う**

検証 3

【検証 3】 制度が条例の基本原則に適合しているか

③効果的で効率的であること

自己検証	庁内横断的検証
○	○

○事前手続としての行政手続は、市の勝手な判断を防ぐため、事前の意見陳述手続を規定するなど、**市民の権利利益侵害を未然に防ぐ効果的・効率的な手法**

○通知には十分な「理由の提示」（重要な手続として職員に周知）がなされ、通知を受ける市民は**効果的・効率的に理由を知ることができる**

○応用法務研修「行政手続法」及び「審査請求対応実務」（R6年度～）
 新規採用職員の3年育成プランで入庁3年目職員を対象に実施。
 弁護士職員が講師となり、毎年継続して実施することで**効果的・効率的に職員の知識の習得を図る。**

内 容	受講者数
審査請求対応の実務	49名
行政手続法	65名